

## 第 1 回 阿賀野川水系流域委員会上流部会 議事要旨

開催日時：令和 5 年 10 月 26 日（木）11 時 00～12 時 30 分

場 所：阿賀川河川事務所 1 階会議室（Web 併用）

議事次第：1. 開会

2. 挨拶

3. 出席者の紹介

4. 設立趣意、規約【資料 1, 2-1, 2-2, 2-3】

5. 部会長の選出

6. 議事

（1）阿賀野川水系流域委員会上流部会の進め方【資料 3】

（2）阿賀野川水系河川整備計画（上流部）の点検【資料 4】

（3）今後の予定【資料 5】

### ○議事

（1）阿賀野川水系流域委員会上流部会の進め方

➤ 委員からの質問および意見なし

（2）阿賀野川水系河川整備計画（上流部）の点検

（部会長）

➤ 資料 P25 の洪水発生状況に記載された山科地点の年最大流量と、河川整備計画 P22 表 3.1 過去の主要な洪水に記載された最大流量と若干の違いがある。

また、昭和 41 年 9 月洪水及び昭和 61 年 8 月洪水について、河川整備計画 P22 に記載されていないが理由は何か。

（事務局）

➤ 資料 P25 の山科地点の年最大流量について、記載ミスがあったため修正する。

（事務局）

➤ 河川整備計画に記載されている洪水は、阿賀野川流域内で被害が大きかった洪水を記載している。昭和 41 年 9 月洪水及び昭和 61 年 8 月洪水は、公式的な資料で被害が少なかったため記載していない。

(委員 A)

- 資料 P1 に流域内人口 56 万人、想定氾濫区域人口 74 万人と記載されているが、想定氾濫区域内人口の方が多い理由は何か。

(事務局)

- 新潟市内で阿賀野川に隣接する信濃川流域まで氾濫流が到達するため、氾濫区域内人口が流域内人口を上回る結果となっている。

(委員 B)

- 今までの治水政策で、大川ダムの建設や堤防強化等の治水事業を実施してきたが、近年、流域治水という新たな言葉が出てきている。流域治水の根本的な考え方と、今までの治水政策の違いについて教えていただきたい。

(事務局)

- 従来の治水政策は、河川管理者が洪水を氾濫させないことを目的として、河川整備。河川整備計画では 1/30 確率規模、将来的には 1/100 確率規模対応の整備を進めていく。
- 流域治水は、気候変動の影響等による降雨量の増加にともない、流量が増加する。現在、気候変動の影響等を踏まえて検討を進めているが、整備を実施していく上で予算と時間の制約がある。

最近では、激しい災害が全国で多発しており、ハード整備では対応できない事例も増加している。河川管理者のダムだけではなく、流域側で実施する雨水貯留施設や田んぼダム、下水道施設等の被害軽減の取り組みを、流域が一体となって実施することで、水害リスクを減らすことを目的としたのが流域治水という概念になっている。

(委員 B)

- 流域治水という公言的な言葉の発生した意味と、流域治水をいつから始めて、いつまでを目標としているのか、その辺りが全く触れられていない。流域治水はいつから始まるのか。来年度から予算化するのか。

(事務局)

- 流域治水関連法案が令和 2 年に成立し、主に流域側で実施する水路の新設、宅地かさ上げなどの補助制度が新たに創設され、流域治水を後押しするための予算措置が始まっている。

- 流域治水の個別の施策として、田んぼダム等様々な取みを行ってきたところであるが、地域に偏在がある状況となっており、行政の外にある方々の協力をお願いしながら実施していかなければならない部分もある。
- 流域治水の取り組みがいつ終わらせるかという概念は無く、どこまでも良くしていくことが基本的な考え方になる。

(委員 B)

- 今まで流域住民を守るため、河道掘削や樹木伐採など様々な方策に取り組んでいるが、流域治水という文言に置き換えても、同じことをやると理解して良いか。

(事務局)

- そのとおりであり、河積を確保するための河道掘削等の行為は、流域治水のメニューの1つとして継続して実施するが、これらの事業を進めた上で、下げきれない水害リスクを軽減するため、流域側の取り組みも流域治水のメニューとして取り込んでいく形になる。

(委員 B)

- 支川の管理権等を国土交通省に移管して、一体として実施していくことになるのか。

(事務局)

- 資料 P28 に記載のとおり、流域治水協議会を新たに設置し、各自治体、福島県、農業関係者等の方々に所属していただき、様々な整備目標に対して、取り組み内容を擦り合わせていくことになる。

(委員 B)

- 河川整備計画では、学識経験者を委員として、委員会の中で取り組み内容を報告しているが、今後は治水に関しての整備計画ではなく、治水のみの流域治水の会議を実施するという意味か。

(事務局)

本川なら阿賀野川の河川整備計画、支川なら県・市町村が行う計画の内容を協議会の中で共有し、すり合わせる枠組みが増えた形となる。今回議論いただく河川整理計画は、あくまで国として実施する整備内容を規定しているものであり、他機関の整備メニューは入らない。

(委員 B)

- 河川環境の保全・移植等、様々なケースが出てくるが、流域治水会議で、樹木伐採等の治水対策の強化に関する意見のみが出た場合、管理者としてやむを得ないと言うのか。認められないものは認められないという立ち位置になるのか。

(事務局)

- 治水最優先で実施する訳ではない。河川法が平成 9 年に改正した中で、環境への配慮は法律で明文化しているので、これが変わることは無い。
- 一方、今後の気候変動によって外力が極めて増大し、個別に対策が必要となった場合は、従来と同様に保全措置等を実施していく。

(委員 C)

- どのような計画の工程で事業を進め、計画通り進捗しているのか、その辺りの資料があまりないと感じた。最終的に整備率が記載されていたが、当初の計画に対して、どれくらい着実に進捗しているのかについては、きちんと説明された方が良いのではないか。コロナ禍があり、特に土木事業は大変だったと思うが、この辺はどうなのか。

(事務局)

- 河川整備計画は、当面 30 年間を目標に整備する内容を記載しているものであり、資料 P5 に記載している事業内容を実施していく。

(委員 C)

- 毎年このように進捗させるというより、今後 30 年間で定めた整備内容が完了すれば、進捗したということで良いのか。

(事務局)

- 結果的に整備が完了すれば良いという訳ではないことを確認頂くため、概ね 5 年に 1 回の点検の中で、事業の進捗状況を説明する。
- 整備計画が平成 28 年度に策定され、今回の点検が初めてとなり、進捗率が 0% からここまで進んだことを示している。資料の書き方に関して、次回以降改善する形で検討する。

(委員 C)

- 年度毎に予算が決まっていて、何年間かけて整備すると決めているからこそ、予

算をもらえるのではないか。

(事務局)

- 年度毎に予算要求を実施しており、近年では国土強靱化5カ年計画で補正予算が配布され、事業は進捗している。予算は年度により増減するため、見通しが難しい部分がある。

(部会長)

- 自分の経験から話をすると、阿賀野川独自の特性があると思う。
- 阿武隈川では、4箇所程度狭窄部があり、ほとんどの洪水は上流域の都市域で発生しているという問題がある。狭窄部の関係で整備率が下がっているため、それに対して上流側から流域の安全性を担保するためにはどれくらい整備が必要かという目途が立つ。
- 阿賀野川自体は、昭和30何年以來大きな出水が無く、堤防の整備もほとんど完成している。出水の度に被災した護岸を復旧しているため、全体の目標に対してどの箇所が危険だから整備を実施するというのが、具体的に示すことができないのではないかと感じた。

(委員D)

- 田付川や濁川等、阿賀川に合流する支川が、洪水時に影響を受ける可能性があり、流域治水という意味で国と福島県との連携が必要になると考えるが、現状の進め方や連携内容を教えていただきたい。

(事務局)

- 流域治水の取り組みの中で、支川との整備バランスについて、河川管理者の福島県とも連携を取り始めているところである。今後、気候変動を踏まえた整備方針等について調整しながら、整備を進めていく。

(事務局)

- 福島県では、福島県管理区間の河川整備計画を作成しており、整備計画目標流量を大幅に超過する災害が発生した場合は、計画変更を検討し必要に応じて改定されている。
- 県の整備計画の改訂により、本川への影響が極めて大きい場合は、タイミングと合わせて整備計画を変更するケースもあるが、大きな影響を与えない場合は、そ

の都度変更せず、本川の整備計画を見直す時に改めて、現状と整合を図りつつ変更するのが、全国的な形である。

- 近年の降雨状況や、全国レベルで検討されている気候変動の影響の研究成果等を踏まえ、流域全体の流出状況を改めて検討し、整備目標の見直し作業に取りかかっているところ。

(委員 D)

- 気候変動の影響について、他の流域でも降雨量が 1.1 倍、流量が 1.2 倍という話がある。それらを想定した場合に、新たな支川の影響もあるかと思うが、それも順次検討していくということで理解した。

(部会長)

- 資料 P6 に流配図が記載されているが、山科地点の流量だけが表示され、日橋川等自流量を持っている河川の流量を表示しないのは、何らかの意図があるのか。今後、基本方針の見直しの際には、支川の流入量を決めることが非常に重要な観点・問題点の一つになってくる。支川の合流量も記載する必要があるのではないかと考えるので、検討をお願いしたい。

(事務局)

- 全国的な話もあるので、頂いたご意見踏まえて引き続き検討していく。

(委員 B)

- 具体的にどのような形で、地域住民に流域治水の協働を呼びかけていくのか。

(事務局)

- 国としては、補助制度による財政面での支援を行う。水防災の意識社会を考える時に、水害リスクを正しく認識するというのが大きな課題である。
- ソフト対策として、ハザードマップの提供や、情報伝達手段を複数化する取り組み等を行っている。市町村や農業関係の方々にも意識づけを行い、必要であれば補助金も出すという形で、国として持ち上げていくという構造になっている。

(委員 B)

- 主体的は住民であり、国はそれを支えていくと聞こえているが、そういう理解でよろしいか。財政的にも何もかもを含めてのご発言か。

(事務局)

- 流域治水の旗振り役として、皆さんを支えていく。  
財政面では、制度上の縛りがあるが、宅地のかさ上げ、特定都市河川の指定など、拡充した制度もある。  
これらの取り組みについて、全てに手は届いてない部分があるので、意見をいただきながら、毎年制度改正を実施している。

(部会長)

- 最終的に資料 P33 が結論になり、承諾いただくかどうかということになる。ご自分の専門の立場で、今まで阿賀川の上流で実施してきた方針・方策が妥当であるかご意見を頂きたい。

(委員 A)

- 部分的に少し分からない所もあったが、説明をいただいてある程度理解できた。  
次の部会までに意見があれば、その時点でお話したい。

(委員 C)

- 進捗については先ほど質問したとおりであるが、可能な限りできれば工程に対して進捗を合わせて示していただけると、より良いと考える。
- 洪水の影響について、洪水による災害をいかに軽減するかというのが最大の課題であると考えている。
- 一方で、河川環境の保全・利水という観点から、気候変動による渇水も非常に大きな課題になっているので、渇水に対してどのように対応するか、将来的で構わないので検討していただければと考える。

(委員 E)

- 河川敷の樹木を伐採し、プレキャストコンクリートの護岸で環境への対策を進めるという話であるが、海外では全ての箇所ではないが、人と生態系、植物を馴染ませる方法で実施している。親水や環境に配慮した工法等について、環境アドバイザーの方を入れつつ、検討を進めていただければと考える。
- 河川の流木が大量に発生するため、流木の状況を調べた。現状はチップにして林道に撒く等の取り組みを実施しているが、それ以外の活用方法もあると感じた。
- 別の話となるが、会津の図書館の協議会があり、会津若松市では毎年子供達が図

書館を使って色々と調べる学習コンクールを実施している。作品の中でイトヨの生息環境を保全するため、図書館での文献調査や河川や池の水を採水して、分析した研究ノートが提出され、その内容が物凄く良くてコンクールに受賞した。

総合学習について、流域治水の中で実施していくと発言されていたが、子供たちや総合学習的な発信もぜひやっていただきたいと意見を述べさせていただく。

(委員 F)

- 田付川や濁川において、河川改修前に福島県の建設事務所からの依頼で生物調査を実施したが、改修後の状況を見て驚いている。もちろん生物はいるが、直線での放水路状態となっており、降雨がいきなり下流に流れていくようなやり方で良いのかと感じていたが、そのような中で昨年8月に大きな水害があった。流域での防災は、ネットワークも含めて非常に大事であると考えている。
- 資料 P33 の点検結果の中で、水衝部対策の進捗率が 0%となっているが何故か。事業箇所の精査とはどんな意味なのか説明を頂きたい。

(事務局)

- 資料 P12 に河川整備の進捗状況の図があるが、水衝部対策については、現在の計画では令和 11 年度以降から着手予定のため、進捗率が 0%となっている。

(事務局)

- 資料 P19 に示すとおり、滞筋が川の中を移動することがあるため、環境面を含めどのような箇所に水衝部対策を実施するか、今後調査を進め選定していく。

(部会長)

- 資料 P8 に水衝部対策の具体例が記載されており、災害復旧で水衝部対策を実施しているが、今後予防的措置として、水衝部対策を実施するかどうかという話であり、これから精査するとの表記だと理解する。

(委員 B)

- 阿賀川は白髭の大水で現在の形となったとの説明があるが、河川の生物は何百年間にも渡り生息している。
- 治水・利水も含め河道掘削などの改修工事が行われ、住民を守るために絶対必要なことだと理解している。
- 一方で、今まで生息していた生物の生息環境が失われ、その間にすごい勢いで外来種に置き換わっており、環境省が特定外来生物等の様々な指定を行う時代にな



っている。

- 今後、環境モニタリング調査等も含め、環境アドバイザーに協力をお願いし、地域の子供たちが図書館で調べたり、川に入る取り組みを構築することで、少しずつ流域治水に向かっていくものとする。また、外来種が拡がると川に人が入らなくなる。このような点にも注目しながら、これからの河川管理のお手伝いをしていければと考える。

(委員 G)

- 点検結果に関して異論は無い。地域の観光資源としての川の活用で、道の駅が良い例だと考える。それ以外にも川の通信簿の満足度の調査結果を踏まえ、川を地域資源として、2 次的 3 次的な繋がりが出来れば、地域にとってもメリットがあり、川の管理に参加する人も増加することが考えられる。相互にメリットがあるような仕組みについて今後考えていけたら良いと考える。

(部会長)

- 本日ご欠席の委員の方もおられるが、意見をいただいているか。

(事務局)

- 欠席された委員からの意見等はない。

(部会長)

- 河川整備で進捗状況を認めていただいて今後も進めていく。社会情勢の変化の中で、整備流量の目標値を上回る洪水は無いので、現行の整備計画の流量を踏襲していく。流域治水について、資料 P47 に詳細が出ている。これは令和 2 年の閣議決定で、気候変動を踏まえた水害対策のあり方を決める概念が発足して、令和 5 年 3 月に流域治水プロジェクトを阿賀野川流域で作成し、流域治水に取り組んでいる。この 3 点で最後の点検結果について、引き続き現計画に基づいて河川整備を実施する。併せて気候変動等に伴う基本方針整備計画の見直しに関する検討を行うという結論でよろしいですか。

(各委員からの異議無し)

(3) 今後の予定について

(部会長)

- 事務局へのお願いであるが、当委員会は意見がたくさんあるので、是非、議論をする時間を長く取っていただけるようお願いしたい。

－以 上－